資料２

個人情報保護法の改正について

１　個人情報の保護に関する法律の改正の背景

社会全体のデジタル化が進み、「個人情報保護」と「データ流通」の両立が求められている中で、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、令和３年５月１９日付けで、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」が公布され、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」を含む多数の法律の改正が行われたところである。

【国の課題】

・国及び地方におけるデジタル業務改革の推進に伴い、個人情報保護に万全を期すため、一元的な監視監督体制が必要であること。
・官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化する中、データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡、不整合を是正する必要があること。
（例：民間部門と公的部門での定義の相違、地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000 個問題」）
・国境を越えたデータ流通の増加を踏まえ、国際的な制度調和を図る必要性があること。

２　個人情報保護法の改正のポイント

①個人情報保護制度に関する３本の法律
・個人情報保護法
・独立行政法人等個人情報保護法
・行政機関個人情報保護法
を一本化し、「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定する。
②法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定する。
③法律の趣旨・目的に照らし、条例で定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上許容されている事項等について、法律の範囲内で条例を定める。
④独立した国の機関である個人情報保護委員会が一元的に監督・監視をする体制とする。

【個人情報保護法の改正イメージ】

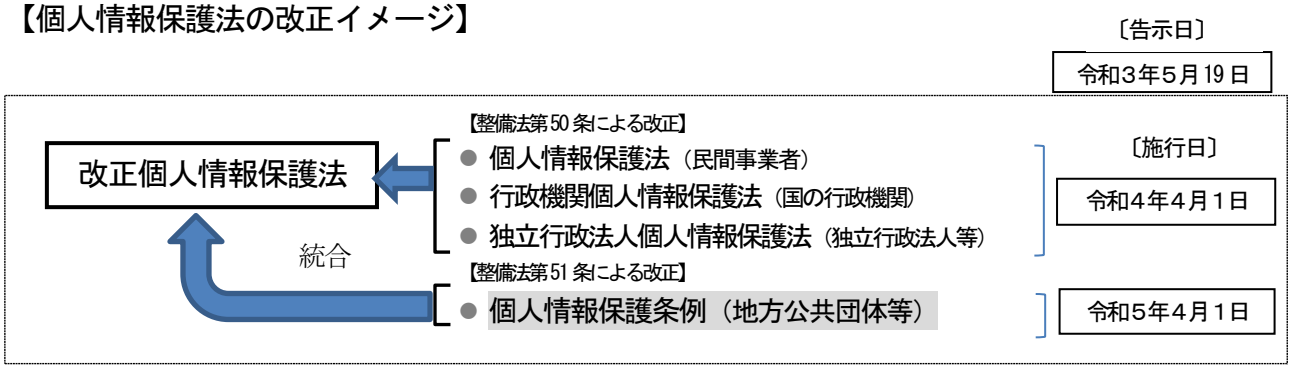

・一本化された改正後の法律は、地方公共団体の機関にも直接適用される
（改正法第１章～　第３章、第５章、第６章、第８章、附則）。

３　個人情報保護法の改正の概要

改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）で規定される内容の概要については次のとおりである。

①　法律の適用対象

・地方公共団体の機関についても法の対象とし、国と同様の規律を適用

②　定義の一元化（第２条）

・「個人情報」等の用語の定義を官民で統一

③　個人情報の取扱い（第６１条～第７３条）

・個人情報の取扱いについて、地方公共団体にも国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限　等

④　個人情報ファイル簿の作成及び公表（第７５条）

・個人情報ファイル簿の作成及び公表について地方公共団体にも国と同じ規律を適用

⑤　自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第７６条～第１０８条）

・開示等の請求権、要件及び手続きの主要な箇所について法律で規定し、地方公共団体にも国と同じ規律を適用

⑥　匿名加工情報の提供制度の導入（第１０９条～第１２３条）

・地方公共団体が保有する個人情報ファイルについて、個人を識別することができないように加工したうえで、当該情報の利用を希望する民間事業者を募集し、提供する制度の導入
※当分の間、都道府県及び指定都市に適用され、他の地方公共団体の実施は任意とされている。

⑦　個人情報保護委員会と地方公共団体の関係（第１５６条～第１６０条）

・国の個人情報保護委員会による、民間事業者、国、地方公共団体における個人情報の取扱い等の一元的な監督・監視

⑧　施行期日等

・地方公共団体関係部分の施行日は、令和５年４月１日

4　地方公共団体の対応

(1)　条例の整備

・個人情報保護制度は改正後の法律に一本化され、法律が直接適用される。そのため、各団体等で制定している既存の「個人情報保護条例」については改正又は廃止等を行う。

・法律において区分されている「条例で規定することが義務付けられている事項」については条例で規定し、「条例で規定することが許容される事項」については、法律の範囲内で独自の保護措置を条例で規定することを認めているため、必要に応じて条例で規定する。

①【条例で定めることが法律上必要な事項】

これに該当する事項については、必要に応じ、改正後の条例に規定することとなる。

ア　本人開示等請求に係る手数料の設定

②【条例で定めることが法律上許容されている事項】

これに該当する事項については、個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて条例で定めることが法律上許容されており、改正後の条例への規定について検討する。

ア　条例要配慮個人情報の内容
イ　個人情報取扱事務登録簿の作成、公表に係る事項
ウ　本人開示等請求における不開示情報の範囲（情報公開条例との整合性）
エ　本人開示請求等の手続に関する規定（請求から開示決定等までの期間）
オ　個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問
カ　個人情報保護や情報の流通に直接影響を与えない事項

③【条例で定めることが法律上許容されない事項】

条例で定めることが許容されない事項等について以下のとおり示されている。

ア　個人情報に死者に関する情報を含める規定
イ　要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定・オンライン結合制限に関する規定
ウ　目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定
エ　開示請求等の手続について、法の規定よりも処理期間を延長する規定

④その他の事項

その他の事項として、国と同様の規律が適用されることとなる規定等の事項が次のとおり示されている。

【国と同様の規律が適用されることとなる規定】

ア　法律の適用対象（改正法の適用対象となる市の機関）
イ　個人情報の定義規定
ウ　個人情報の取扱いに関する規定
エ　個人情報ファイル簿の作成、公表に係る事項
オ　開示、訂正及び利用停止請求に関する規定
カ　罰則に関する規定

⑵ 個人情報ファイル簿

改正法では地方公共団体の長に対し、政令で定める１，０００人以上の個人情報を取扱う場合、国で規定する「個人情報ファイル簿」の作成・公表を義務付けしている。地方公共団体は個人情報ファイル簿の作成・公表を実施していくこととなる。

⑶ 安全管理措置

改正法では地方公共団体は個人情報の漏えい等防止のために必要な安全管理措置を講ずることが義務付けられているため、法施行までに個人情報の安全管理措置基準を策定し、法施行後は当該措置基準に基づき適切な安全管理措置を講じていくこととなる。

⑷ 地方議会の条例

地方議会は、地方公共団体の機関から除外されており、個人情報保護法の対象に含まれないため、別途、条例を制定する必要がある。

５　施行日

令和５年４月１日

６　制度改正スケジュール

令和３年	５月	整備法の公布
令和４年	４月	政省令公布（地方公共団体関係）、ガイドライン公表
	８月	情報公開・個人情報保護制度運営審議会へ方向性等説明
	９月下旬頃	情報公開・個人情報保護制度運営審議会へ諮問・答申
	１１月又は２月	市議会定例会議へ条例案を提出予定
		議決後、個人情報保護委員会に条例の届出
～令和５年	３月	関係例規の整備、庁内に対して運用の周知
令和５年	４月１日	改正法及び条例施行、新制度の運用開始